

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由		必要書類	注意事項
① 就労	外勤	・就労証明書	月に64時間以上働いていることが必要です。 ※必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
	内職		
	育児休業明け	・就労証明書 ・育児休業証明書	育児休業期間を切り上げて復職される場合は、その旨がわかる証明書または申立書が必要です。
	自営業・農業	・就労証明書	月に64時間以上働いていることが必要です。
	仕事が内定している		入所希望月の初日には就労を開始することが必要です。
② 産前産後		・妊娠証明書または母子健康手帳の写し	表紙（保護者の名の確認）と出産予定日のわかるページの写しを提出してください。
③ 疾病・負傷・障がい		・診断書等医師の証明または障害者手帳の写しなど	通院の場合は、頻度及び保育の可否を記入してください。
④ 介護・看護		・申立書（介護・看護する人） ・診断書等医師の証明（介護・看護される人）	障がいまたは介護の状況についてできるだけくわしく記入してください。
⑤ 災害復旧		・申立書 ・罹災証明書の写しなど	被害状況等についてできるだけくわしく記入してください。
⑥ 求職活動（起業準備を含む）		・申立書	求職活動状況を確認するため、別途資料の提出や調査をさせていただきます。
⑦ 就学（職業訓練等を含む）		・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラムまたは時間割	月に64時間以上就学していることが必要です。
⑧ 児童虐待・DVのおそれ		・申立書など	具体的な状況を記入してください。
⑨ 育児休業期間（3歳児クラス以上）		・就労証明書 ・育児休業証明書	必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
⑩ その他①～⑨に類するもの		・申立書など	こども育成グループに相談してください。